

**岩沼市民体育センター跡地活用事業者公募
公募型プロポーザル実施要領**

令和7年5月

岩沼市政策部市長公室

目次

I	事業概要	1
1.	本事業の目的	1
2.	本要領の位置付け	1
3.	事業用地の概要	1
4.	現状の土地利用状況等	4
5.	事業スキーム	6
6.	貸付条件	6
II	本事業の要求水準等	8
1.	実施可能な事業、整備可能な施設	8
2.	経営状況等の報告	8
III	応募者の資格要件	9
1.	応募者の構成等	9
2.	応募者の資格要件	9
IV	事業者選定方法	11
1.	審査委員会の設置	11
2.	評価基準及び得点化の方法	11
V	事業者選定スケジュール及び応募手続	13
1.	事業者選定スケジュール	13
2.	応募書類の提出	13
3.	質問・回答	14
4.	提案書類の提出	15
5.	プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	16
6.	最優秀提案者等の選定	16
7.	貸付候補者等の決定	16
8.	審査結果の通知	16
9.	審査結果の公表	16
10.	優先交渉権者等を決定しない場合	16
11.	応募者の失格	17
12.	応募者の資格要件確認基準日	17
13.	構成企業の変更	17
VI	その他	18
1.	公募要領等に修正があった場合の対応	18
2.	プロポーザルの中止	18
3.	著作権	18
4.	情報公開	18

5. その他の留意事項	18
6. 問合せ先	19

I 事業概要

1. 本事業の目的

岩沼市（以下「本市」という。）では、令和6年3月に策定した「岩沼市行政改革取組方針」に基づき、市民目線での徹底した行政改革を推進しており、未利用地の利活用についてはその重要な取組の一つと位置付けている。

令和5年度末で用途廃止となった岩沼市民体育センター跡地の利活用については、民間事業者の柔軟で豊かな発想を活かし、地域の活性化や利便性の向上のみならず、本市の魅力向上を図ることを目的として、岩沼市民体育センター跡地活用事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、本事業を実施する者（以下「事業者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものとする。

2. 本要領の位置付け

岩沼市民体育センター跡地活用事業者公募公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、本市が、事業者を選定するために実施する公募手続き等（以下「本公募」という。）の内容について規定するものである。

本公募に参加する者又はグループは、本要領のほか、各種様式、測量図面（以下、これらを総称して「公募要領等」という。）の内容を踏まえ、参加するものとする。

なお、公募要領等と本公募への質問に対する回答に相違がある場合は、その回答を優先するものとする。

3. 事業用地の概要

本事業を実施する用地（以下「事業用地」という。）の所在地、面積及び敷地に係る都市計画法に基づく用途地域等の状況等は、下表のとおりである。

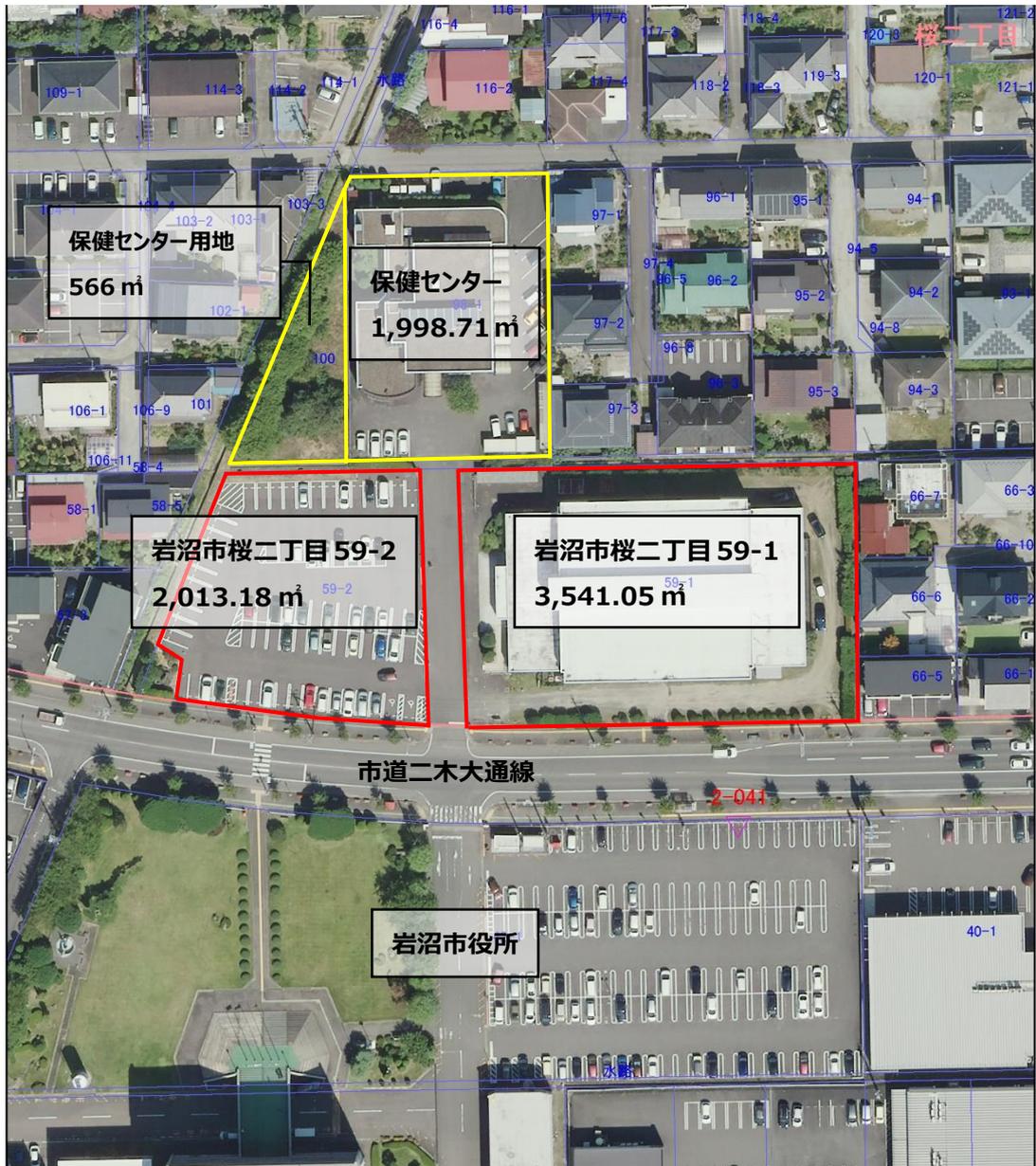
項目	内容
所在地	①宮城県岩沼市桜二丁目59番1 ②宮城県岩沼市桜二丁目59番2
敷地面積	①3,541.05㎡ ②2,013.18㎡
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

図① 事業用地 位置図



出典：国土地理院地図

図② 事業用地 航空写真

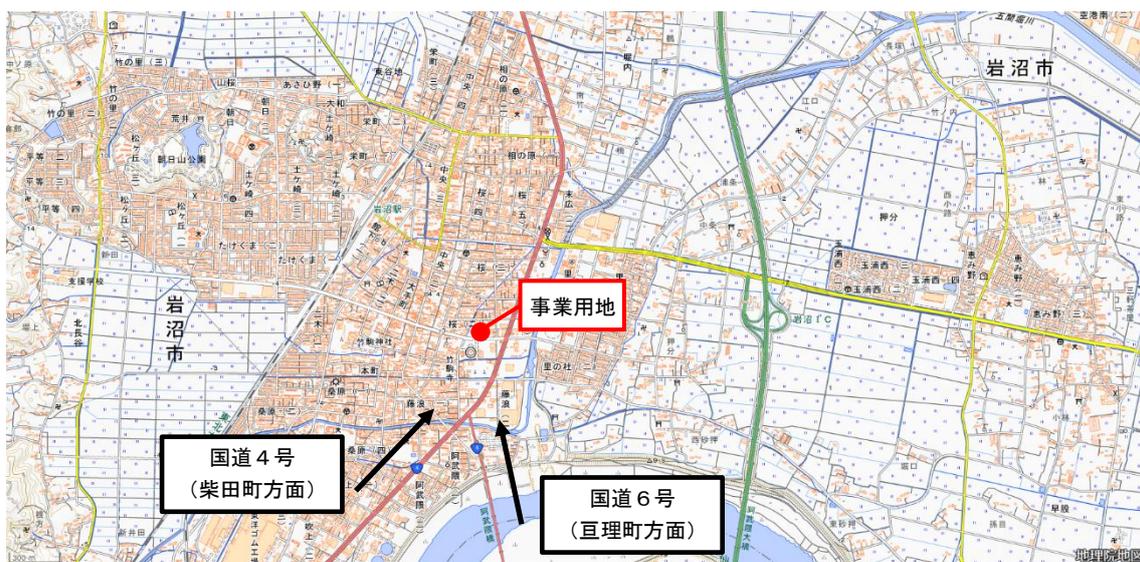


4. 現状の土地利用状況等

(1) 周辺環境

事業用地は、国道4号岩沼市役所前交差点から西に約200mに位置し、自動車でのアクセスは良好である。本市は国道4号と国道6号の合流点であることから、柴田町方面、亶理町方面双方からの集客が見込まれる。周辺は住宅地が広がっているほか、北隣には保健センター、市道二木大通線を挟んで南側には岩沼市役所があり、本市の中心部に位置している。

図③ 事業用地 周辺環境



出典：国土地理院地図

(2) 事業用地の状況

事業用地は、埋蔵文化財包蔵地ではないことから、埋蔵文化財調査は不要であるが、工事により何らかの文化財を発見した場合は、本市生涯学習課に連絡すること。

(3) インフラ整備状況

事業用地のインフラ整備状況は、下表のとおりである。

項目	内容
電気	市道二木大通線からの供給が想定されるが、詳細は供給事業者の確認のこと
上水道	市道二木大通線下に水道管が埋設されている
下水道	市道二木大通線下に下水道管が埋設されている
ガス	プロパンガス

(4) 既存施設

事業用地内に残存する下記の建物等は、本市において解体撤去を進めており、令和7年12月頃に工事完了の予定である。

項目	内容
名称	岩沼市民体育センター
所在	宮城県岩沼市桜二丁目8番30号
構造	鉄筋コンクリート2階
建築年月	昭和47年7月
床面積	1,897.89㎡
登記	未登記
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地内には、上記建物以外に物置（軽量鉄骨／11.62㎡）、自転車置場（鉄骨／18.00㎡）、倉庫（鉄骨／7.00㎡）があるが、併せて撤去する予定である。 ・東日本大震災発災時、平成23年3月14日から6月17日まで一時的に遺体安置所として使用された経緯がある。

※工事完了時期はあくまでも見込みであり、避け難い事故などによりスケジュールが遅れる可能性がある。

(5) 保健センターの施設概要

事業用地北側に隣接する保健センターの概要は下記のとおりである。

名称	岩沼市保健センター
所在	宮城県岩沼市桜二丁目8番30号
開所時間	<p>月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分 （祝日・休日、12月29日から1月3日を除く）</p> <p>※土・日曜日は、健診等で年間10日程度使用</p>
多くの利用 者が見込ま れる事業	<p>主な事業の年間開催回数等は以下のとおり。</p> <p><乳幼児対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月健診（年間12回・20人／回） ・1歳8か月児健診（年間12回・20人／回） ・2歳6か月児歯科健診（年間12回・20人／回） ・3歳6か月児健診（年間12回・25人／回） ・5歳児健診（年間12回・25人／回） ・BCG予防接種（年間8回・30人／回） ・離乳食教室（年間6回・10人／回） ・乳児相談（年間6回・15人／回）

	<p><成人・高齢者対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診・肺がん検診（年間 20 回程度・260 人／回） ・ 胃がん・大腸がん検診（年間 15 回程度・300 人／回） ・ 乳がん検診（年間 13 回程度・120 人／回） ・ 食生活改善推進員育成講座等（年間 15 回程度・25 人／回） ・ 運動体験会（年間 12 回程度・20 人／回）
--	--

5. 事業スキーム

本市と事業者は事業用定期借地権設定契約を締結する。事業者は、本事業の目的に合致した施設（以下「提案施設」という。）を整備し、自ら所有し管理運営を行う。貸付期間終了時には提案施設を解体撤去し、更地で事業用地を本市に返還する。

6. 貸付条件

本事業における貸付条件は、下表のとおりである。

項目	内容
契約の種類	借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条に基づく事業用定期借地権設定契約（以下「借地契約」という。）を締結するものとし、公正証書を作成する。なお、公正証書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。
貸付期間	借地契約締結日から10年以上50年未満の範囲で、事業者の提案に基づき本市と事業者が協議して定める期間とする。
契約時期	既存施設の解体撤去完了後、提案施設の建築着工までに契約を締結するものとする。
貸付面積	①宮城県岩沼市桜二丁目59番1 3,541.05㎡ ②宮城県岩沼市桜二丁目59番2 2,013.18㎡
貸付料	岩沼市公有財産管理規則（昭和55年規則第11号）及び財産の交換、譲渡等に関する条例（昭和39年条例第1号）の規定に基づき、土地評価額の4％に相当する額を年間の貸付料とする。 【参考】 ・ 令和7年度の土地評価額で算定した場合 37,400円×5,554.23㎡×4％＝8,309,120円（10円未満切り捨て）
保証金	①保証金は、借地契約締結時の貸付料の「1年分」とする。 ②事業者は、保証金全額を一括して預託するものとする。 ③本市は、借地契約が終了したとき又は解除されたときは、提案施設の解体撤去を確認後、利息を付さず、事業者に保証金を返還する。

引渡し	借地契約の締結後、事業用地を引き渡すものとする。
借地権の登記	借地契約の締結後、事業用定期借地権設定登記を行い、貸付期間終了時は抹消登記を行うものとする。なお、当該登記に要する費用は、事業者の負担とする。
返還時の条件	事業者は、貸付期間終了時まで事業用地内に存在する建物等（建物の付随する設備、備品、工作物、給排水設備、植栽、建物基礎杭等、その他の地下埋設物及び残置物の一切を含める。）を事業者の負担と責任において解体撤去して整地し、更地で返還するものとする。ただし、本市が認める場合はこの限りではない。
その他	<p>①本事業の実施に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行い、申請・届出等の状況については本市に報告すること。</p> <p>②工事期間を含め、本市が岩沼市保健センターで実施する事業に支障となることがないように事業用地を使用すること。</p> <p>③本公募において提案した事業内容を変更する場合は、本市と協議の上、本市の承諾を得るものとする。</p> <p>④事業者は、事業の譲渡、その他権利の設定等を行う場合は、本市の承諾を得るものとする。</p> <p>⑤借地契約については、契約の更新及び建物の再築による存続期間の延長はなく、事業者は建物の買取りを請求することはできない。</p> <p>⑥事業者は、事業用地の種類、品質又は数量に関して借地契約の内容に適合しないことを理由として、貸付料及び保証金の減額並びに履行の追完を請求し、又は契約を解除し、若しくは損害賠償の請求をすることはできない。</p>

Ⅱ 本事業の要求水準等

1. 実施可能な事業、整備可能な施設

実施可能な事業、整備可能な施設は、以下に該当しないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業、当該営業の用に供する施設
- ② 以下の団体等が関連する事業、当該団体が利用する施設
 - ア. 岩沼市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成企業の統制下にある団体
 - イ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体
- ③ 政治的用途・宗教的用途の事業、当該用途に供する施設
- ④ 地域住民等の生活を著しく脅かすような事業、当該活動の用に供する施設
- ⑤ 青少年に有害な影響を与える事業、施設
- ⑥ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供する施設
- ⑦ 墓地・霊園、葬祭場など、近隣・周辺環境との調整が難しいことが想定される施設
- ⑧ 都市計画法等の関係法令により、現時点で整備することが制限される施設
- ⑨ その他、本市が、本事業の目的に照らし合わせて、実施することが不適切であると判断する事業、事業用地に整備することが不適切であると判断する施設

2. 経営状況等の報告

- ① 本市は、本事業の経営状況について、事業者には報告を求めることができるものとする。事業者は、本市の求めに応じて、必要な資料の準備・提供を行うこと。
- ② 本事業の経営状況のほか、本市が求めた場合には、代表企業及び構成企業についての会社法（平成17年法律第86号）に定められる計算書類を提出すること。

Ⅲ 応募者の資格要件

1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

- ① 本事業に応募できる者は、本事業への意欲があり、本事業を実施することが可能な企画力、資本力、社会的信用度、事業遂行能力を有する単独企業（以下「応募企業」という。）、又は複数の法人によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。また、応募企業及び応募グループを総称して「応募者」という。）とする。
- ② 応募グループで応募する場合は、グループを構成する法人（以下「構成企業」という。）の中から代表企業を定めること。本市は、本事業の応募に係る連絡等を代表企業に対して行う。
- ③ 1つの応募者が複数の提案を行うことはできない。グループで応募する場合も、応募グループから1つの提案を行うこと。
- ④ 応募者の全ての構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。
- ⑤ 応募グループで応募する場合は、あらかじめ全ての構成企業を明示しなければならず、応募書類の受付最終日以後の応募グループの構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。

2. 応募者の資格要件

応募者の全ての構成企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 国内に本店を有する法人
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない、若しくは本市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 次に該当する者がいないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体又はその構成員

⑥ 国税及び地方税（本市課税分に限る。）に滞納がないこと。

⑦ 提案する事業の実現に必要な資力及び信用等を有する者であること。なお、「提案する事業の実現に必要な資力」は、主に以下の要件を確認するものとする。

項目	要件
経常損益	直近事業年度3期分の決算において、経常損益の値が3期連続してマイナスになっていないこと。
自己資本	直近事業年度の決算において、自己資本金額の値が債務超過になっていないこと。

IV 事業者選定方法

1. 審査委員会の設置

本市は、貸付候補者及び次点者を決定するため、岩沼市民体育センター跡地活用事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション内容等を審査し、その結果を本市へ報告する。本市は、審査委員会の報告を受けて、貸付候補者及び次点者を決定する。

2. 評価基準及び得点化の方法

(1) 提案内容の評価

① 提案内容の評価基準

提案内容の評価基準となる評価項目等は、下表のとおりである。

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
事業実施方針に関する事項	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化や本市の魅力向上に効果が期待できる提案となっているか 市民の利便性向上や満足度向上に資する効果的な提案となっているか 公序良俗に反しておらず、地域住民からの理解が得られる提案となっているか 	30
施設利用に関する事項	施設計画	・近隣の生活環境（交通渋滞、騒音、悪臭等）に配慮した計画となっているか	20
	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター利用者に対する安全面の配慮がされているか 災害発生時や緊急時に利用者がすみやかに避難できるよう配慮されているか 	10
	施設管理	・長期間快適に施設が利用できるよう適切に管理される提案となっているか	10
事業計画に関する事項	工程計画	・施設整備については適切な事業スケジュールとなっているか	10
	事業計画	・事業期間中、安定的に本事業が実施できる事業計画（資金調達・事業収支）となっているか	10
	地域連携	・災害時の協力や地域活動への協力など、地域連携に対する有益な提案となっているか	10
合計			100

② 提案内容の得点化方法

提案内容の評価は、評価項目ごとに評価の視点に基づき評価を行う。審査委員会は、下表に従い各評価項目を5段階のランクで評価し、得点化する。

ランク	提案内容の評価	得点化方法
A	非常に優れた提案内容である	配点×1.00
B	効果的な提案内容である	配点×0.80
C	提案内容が具体的で実現性がある	配点×0.60
D	提案内容が具体的だが実現性に課題がある	配点×0.40
E	提案はされているが具体性に欠ける	配点×0.20

審査委員会は、評価項目ごとに各委員がそれぞれ評価した得点の平均値を審査委員会による当該評価項目の評価点とし、評価点の合計が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者、次に高い提案をした応募者を優秀提案者として選定する。

合計点と同じ応募者が2者以上ある場合は、以下のとおり順位を決定する。

- ① 評価項目「事業実施方針に関する事項」の得点が高い順に順位を決定する。
- ② ①の結果、同点の者が2者以上ある場合は、審査項目「施設利用に関する事項」の得点が高い順に順位を決定する。
- ③ ②の結果、同点の者が2者以上ある場合は、抽選により順位を決定する。

なお、評価点の合計点が最低基準である60点未満の場合は、最優秀提案者又は優秀提案者として選定しない。

V 事業者選定スケジュール及び応募手続

1. 事業者選定スケジュール

事業者選定スケジュールは、下表のとおり予定している。

内容	日程
公募要領等の公表	令和7年5月23日
応募書類の受付	令和7年5月23日～7月4日
資格審査結果の通知	令和7年7月11日
質問の受付	令和7年5月23日～7月11日
質問の回答	令和7年7月18日まで(随時)
提案書類の受付	令和7年7月22日～8月20日
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和7年8月下旬
貸付候補者等の決定	令和7年9月上旬
提案内容の協議	令和7年9月上旬～
借地契約の締結	既存施設の解体撤去完了後

※上記スケジュールは予定であり、変更になる場合がある。

2. 応募書類の提出

(1) 提出書類

- ① 応募者は、次に掲げる応募書類を事務局に提出すること。
- ② 用紙サイズはA4判で提出すること。
- ③ 期日までに応募書類が整わない場合は、失格とする。

	書類名	部数
	応募申込書【様式1-1】 ※グループで応募する場合、代表企業が作成	原本1部 写し7部
	委任状【様式1-2】 ※グループで応募する場合のみ、代表企業以外の企業が作成	原本1部
	構成企業一覧表【様式1-3】 ※グループで応募する場合のみ、代表企業が作成	原本1部 写し7部
☆	事業者の概要等 法人の概要が分かるパンフレット等の任意の様式	8部
☆	法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)	原本1部
☆	定款、規約その他これに関する書類(原本証明が必要)	原本1部
☆	印鑑登録証明書	原本1部
☆	決算書類 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書	原本1部

☆	・国税の納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用） ・市税の納税証明書（岩沼市に納税義務のある者に限る） 法人市民税及び固定資産税・都市計画税 令和6年度分	原本1部
☆	暴力団等の排除に関する誓約書【様式2】	原本1部

※グループで応募する場合、書類名の左に「☆」がある書類は全ての企業分を提出。

(2) 受付期間

令和7年5月23日から7月4日まで（事務局必着）
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

- ① 応募者は、応募書類を受付期間内に事務局まで直接又は郵送により提出すること。
- ② 直接提出する場合は、あらかじめ来庁日時を電話連絡すること。
- ③ 郵送で提出する場合は、書留郵便によるものとする。

(4) 審査結果の通知

応募書類の提出があった者について資格確認を行い、令和7年7月11日までに「資格確認結果通知」を発送する。

(5) 留意事項

- ① 応募のために要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用しない。
- ③ 提出された応募書類について情報公開請求があった場合は、岩沼市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、個人情報及び当該応募者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある情報を除き、開示するものとする。

3. 質問・回答

(1) 受付期間

令和7年5月23日から7月11日まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）

(2) 受付方法

応募書類を提出した者で本公募の内容に関して質問がある場合は、受付期間内に質問書【様式3】を電子メールで事務局に提出すること。

(3) 回答方法

質問への回答は、公表することにより質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、期限までに本市ウェブサイト公表する。

4. 提案書類の提出

(1) 提出書類

- ① 資格確認を通過した応募者は、次に掲げる提案書類を事務局に提出すること。
- ② 用紙サイズはA4判とすること。
- ③ 期日までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

書類名	部数
企画提案書【様式4】 ※グループで応募する場合、代表企業が作成	原本1部 写し7部
事業計画書【任意様式】 本要領「IV 事業者選定方法」の「2. 評価基準及び得点化の方法」 に記載の評価項目を踏まえて作成すること。	8部

(2) 受付期間

令和7年7月22日から8月20日まで（事務局必着）
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

- ① 応募者は、提案書類を受付期間内に事務局まで直接又は郵送により提出すること。
- ② 直接提出する場合は、あらかじめ来庁日時を電話連絡の上、提出すること。
- ③ 郵送で提出する場合は、書留郵便によるものとする。

(4) 留意事項

- ① 企画提案のために要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ② 提案書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用しない。
- ③ 提出された提案書類について情報公開請求があった場合は、岩沼市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、個人情報及び当該応募者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある情報を除き、開示するものとする。

5. プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

審査委員会は、応募者の提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。なお、応募者が1者の場合においてもプレゼンテーション及びヒアリングは実施する。

① プレゼンテーション及びヒアリング実施時期

令和7年8月下旬を予定

② 審査の実施に関する留意事項等

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時、場所、実施にあたっての留意事項等は、応募者の担当者連絡先に、書面により通知する。

6. 最優秀提案者等の選定

審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、評価点が最も高い応募者を最優秀提案者、次に高い応募者を優秀提案者として選定する。

選定方法等については本要領「IV 事業者選定方法」に記載のとおり。

7. 貸付候補者等の決定

本市は、審査委員会が選定した最優秀提案者を貸付候補者、優秀提案者を次点者として決定する。

8. 審査結果の通知

本市は、応募者の担当者連絡先に、令和7年9月上旬に審査結果を書面により通知する。

9. 審査結果の公表

本市は、貸付候補者及び次点者を決定した場合は、令和7年9月上旬に本市ウェブサイト公表する。

10. 優先交渉権者等を決定しない場合

募集、審査及び選定において、最終的に応募者がいない、或いはいずれの応募者の提案においても、評価点の合計点が最低基準に満たない場合は、貸付候補者及び次点者を決定せず、この旨を応募者に通知するとともに、本市ウェブサイト公表する。

11. 応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格（選定対象から除外）とする。応募グループにあっては、構成企業のうち1者でも次のいずれかに該当する場合は失格（選定対象から除外）とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- ③ 公募要領等に定める手続きを順守しない場合
- ④ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ⑤ 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ⑥ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑧ プレゼンテーションを遅刻又は欠席した場合（応募者の責めに帰すことができない特段の事情がある場合はこの限りではない）

12. 応募者の資格要件確認基準日

応募者の資格要件確認基準日は、応募書類の提出時点とする。

13. 構成企業の変更

応募者の資格要件確認基準日以降の応募グループの構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、本市がやむを得ないと認め承認する場合は、構成企業を変更することができる。その場合においては、構成企業変更届【様式5】を提出すること。

VI その他

1. 公募要領等に修正があった場合の対応

公募要領等に修正があった場合は、速やかに本市ウェブサイトに公表する。

2. プロポーザルの中止

市長が必要と認めた場合は、プロポーザルを中止、延期又は取り消すことができる。

3. 著作権

本市が示した公募要領等の著作権は本市に帰属し、応募者が提出した書類の著作権は応募者に帰属する。本市が必要性を認めたときは、本市は応募者が提出した書類の全部又は一部（公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を使用できるものとする。

なお、本市は、応募者が提出した書類は返却しない。

4. 情報公開

本事業は、岩沼市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、情報提供については、適宜、本市ウェブサイト等を通じて行う。

5. その他の留意事項

その他の留意事項は、以下のとおりである。

- ① 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- ③ 提出された書類は、必要な範囲において複製することがある。
- ④ 応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ⑤ 提出された書類に、著作権、特許権等の日本国内の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとする。
- ⑥ 本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- ⑦ 本事業で行われる審査は、提案内容に関して、法令等に基づく許認可等を審査するものではなく、許認可等を保証するものでもない。提案を実現するために必要な手続等は、事業者自らの責任と負担により実施すること。

6. 問合せ先

本公募の事務局、問合せ先は下記のとおりである。

岩沼市政策部市長公室マーケティング係（岩沼市役所6階）

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-23-0334

FAX：0223-22-2143

電子メール：promotion@city.iwanuma.miyagi.jp